佐賀県立ろう学校

No. 65 令和4年6月17日 発行:進路指導部

「企業現場における作業学習」の取り組みについて

県内の特別支援学校では、生徒の一般就労を推進するためにさまざまな取り組みを行っています。その一環として「企業現場における作業学習」があり「就業体験」とは別に企業や就労継続支援A型事業所で働く体験を行い、就等に必要なスキルや意識の向上を目指しています。



今年度は、高等部の産業工芸科2名、被服科4名の生徒が職業科の授業の時間をかっよう 活用し4つの事業所で「企業現場における作業学習」を行いました。生徒たちにとっても貴重な体験となりました。

〇杉町鉄工所

NC旋盤を操作し、金属部品(自動車用のボルト)を加工する仕事をしました。決められた手順を守り、同じ作業を繰り返し続けることの大変さを実感しました。





OAコープ城南店

バックヤード作業や品出しなどいろいろな仕事を体験させてもらいました。3年生でもあり進路選択の参考になりました。





〇プロップ佐賀

ソーシャルスキルトレーニングの学習があり、職場で良好な人間関係を築くため で良好な人間関係を築くため で自己紹介や挨拶の大切さや将来について考える良いきっかけとなりました。





〇佐賀よどひめ工房

みかんの皮むき作業を行いました。立ち作業でしたが、集中して最後まで頑張る ことができました。





進路のおはなし~「一般就労」について①

「一般就労」とは、企業 (会社) や公的機関などに就職し、雇 ょうけいやく むす はたら いっぱんてき しゅうろうけいたい 用契約を結んで働く一般的な就労形態をいいます。

いっぱんしゅうろう きぎょうとう きゅうじんひょう おう ぼ 一般就労は、企業等の求人票に応募 (=ハローワークの とょうかい ひっきしけん めんせっ る こうかく 紹介) し、採用試験 (筆記試験や面接など) を受け、合格すれば就職となります。



一般就労の中でも、正社員・準社員(契約社員)・パート雇用などの雇用形態があります。雇用条件によって、就業時間や保険などの違いがありますが、雇用契約を結ぶので、給料は最低賃金(佐賀県は821円/時給 ※最低賃金は毎年10月に改定されます)を保証されます。